

令和 8 年度
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項【森林・林業分野】

『山を愛し、木を育て、次世代につなぐ森づくりを目指して！！』

1 募集の目的

肝付町は、鹿児島県大隅半島の東側に位置し、海・山・川の豊富な自然に恵まれた農林水産業を主産業とする地域であり、且つ、「はやぶさ・イプシロン」等のロケット打ち上げで注目を集める内之浦宇宙空間観測所を有する町です。しかしながら、急速に進む少子高齢化による人口減少により、第一次産業の担い手不足は深刻な問題となっています。

今回は肝付町地域おこし協力隊設置要綱（令和 4 年 2 月 16 日告示第 22 号、以下「要綱」といいます）に基づき、地域の活性化につながる森林・林業振興の担い手として、内之浦森林組合に所属し、森林施業等の技術を習得しながら将来は基幹的な林業技術者として活躍する人材を募集します。

2 主な活動内容

1	森林整備施業に関する業務 ・苗木の植栽施業（人工造林） ・樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業（間伐） ・植栽木の成長を阻害する雑草木を刈り払う作業（下刈） など
2	森林資源を活用した特産品開発や森林サービスの開発 ・地球温暖化防止に向けた、木材商品の開発（イスやテーブルなど） ・健康・観光・教育等の様々な分野で森林空間を活用した体験サービス等を提供することで、幅広い人々の健康で心豊かな生活や企業で働く人の活力向上等に貢献し、山村地域に新たな雇用と所得機会を生み出すことを目的に取り組んでいく。（関係機関や地域事業者との連携、調整） など
3	その他、目的達成に資する活動 ・毎月の活動報告書の提出、年間報告書の作成 ・まちづくりや地域コミュニティに関する活動 ・地域資源の発掘及び振興に関する活動 など

3 応募の条件

応募資格 （応募する全ての方が満たす必要があります。）	・三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県をいう）または地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方 ・採用後、生活の拠点を肝付町に移すとともに肝付町に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も肝付町に居住し、内之浦森林組合に入職できる方 但し、内之浦森林組合入職後は、当該組合の雇用条件を適用する ・概ね 18 歳以上 50 歳未満の方 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方 ・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方
--------------------------------	---

求める人物像	・ 林業振興、地域活性化に関心がある方 ・ 地域住民や企業、関係団体と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・ 肝付町に定住して森林施業を継続する意思がある方 ・ 起業や事業化を目指し、意欲的に取り組む意思がある方 ・ 林業業務の経験がある方は優遇いたします
--------	---

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

肝付町の会計年度任用職員として肝付町長が任用します。

任用期間は、令和8年度の任用日から令和9年3月31日までとします。ただし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、任期の通算が3年を超えない範囲で再任が可能です。

6 報酬

207,900 円/月（別途、期末勤勉手当を6月と12月に支給）

7 勤務条件

勤務地	・ 主に内之浦森林組合とします。 ・ デスクは内之浦森林組合事務所内に設置予定です。 ・ 研修等のため肝付町外で活動をすることもあります。	
勤務時間	8:30～17:00（うち1時間休憩）	
活動日数	開庁日（月21日程度）	
休日・休暇	土曜、日曜、祝日 ・ イベントや研修等で休日の活動が発生する場合は、活動時間の振替にて調整となります。 ・ 年次有給休暇を利用することができます。 ・ 夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・ 契約はご自身で行っていただきますが、家賃は予算の範囲内で支援します。 ・ 住居に係る光熱水道費等は自己負担とします。 ・ 引っ越し旅費や転居に係る費用については自己負担とします。
	活動経費	・ 携帯電話、ネット環境等の通信費は自己負担とします。 ・ 活動には自家用車又は公用車をご利用いただきます。 ・ 活動に係る燃料費は予算の範囲内で支援します。 ・ その他、活動のために必要な消耗品費や研修費等については予算の範囲内で支援します。
	社会保険	・ 健康保険（共済保険） ・ 厚生年金保険加入 ・ 雇用保険加入 ・ 非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入

	兼業	・可（ただし町の確認が必要）
	その他	・携帯電話は自己所有の物をご利用いただきます。 ・通勤等の日常生活では自家用車をご利用いただきます。

8 提出書類・選考の方法

（１）提出書類

応募時

- ・肝付町地域おこし協力隊応募用紙：様式指定
- ・レポート：様式指定

最終面接時

- ・現住所の住民票：3ヶ月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し：表面・裏面

応募用紙の送付先

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地
肝付町役場 企画調整課 企画調整第一係

（２）選考方法

①応募書類の受付	・必要書類を送付いただいて、正式に応募したものとします。
②書類選考	・応募書類等をもとに選考を行います。
③一次面接（WEB）	・書類選考合格者を対象に、担当者とWEB面接を行います。
④最終面接（現地）	・一次面接合格者を対象に、肝付町内にて面接を行います。 ・実施場所や日程等の詳細については、一次面接選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。 ・面接時には必要書類を持参いただきます。 ※交通費等に関しては自己負担とします。
⑤最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。

9 任用時期

令和8年4月1日以降（町と内定者との相談のうえ決定）

10 担当課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地

肝付町役場 企画調整課 企画調整第一係

電話：0994-65-8422 FAX：0994-65-2587

メール：kikaku@town.kimotsuki.lg.jp

※ご質問等はメールよりお願いします。